

訪問看護料金表(訪問看護・介護予防訪問看護)

1単位=10.7円(5級地)

令和6年6月1日改定

| 区分 | 項目 | 対象範囲 | 単位 | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|-------------|------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|----------------------|------------------|------------------|
| 基本 | 看護師又は准看護師による訪問 | (1)20分未満 | 介護保険 予防介護 | 314単位/回 303単位/回 | 336円 325円 | 672円 649円 |
| | | (2)30分未満 | 介護保険 予防介護 | 471単位/回 451単位/回 | 504円 483円 | 1,008円 973円 |
| | | (3)30分以上 60分未満 | 介護保険 予防介護 | 823単位/回 794単位/回 | 881円 850円 | 1,762円 1,699円 |
| | | (4)60分以上 90分未満 | 介護保険 予防介護 | 1128単位/回 1090単位/回 | 1,207円 1,167円 | 2,414円 2,333円 |
| | | (5)20分／回 | 介護保険 予防介護 | 294単位/回 284単位/回 | 315円 304円 | 629円 608円 |
| | 理学療法士等による訪問 | | | | | |
| | サービス提供体制強化加算(II) | 1回毎 | 3単位/回 | 4円 | 7円 | 10円 |
| | 特別管理加算(I) | 訪問看護料金表(詳細) 注2 参照 | 500単位/月 | 535円 | 1,070円 | 1,605円 |
| | 特別管理加算(II) | 訪問看護料金表(詳細) 注2 参照 | 250単位/月 | 267円 | 535円 | 801円 |
| | 緊急時訪問看護加算(II) | ご利用者の希望により契約された場合 | 574単位/月 | 615円 | 1,229円 | 1,843円 |
| 保険適用内 加算 | 夜間・早朝加算 | 18:00～21:59(夜間) 6:00～7:59(早朝) | 基本利用料 ×25%/回 | 基本利用料×25%/回 | | |
| | 深夜加算 | 22:00～5:59(深夜) | 基本利用料 ×50%/回 | 基本利用料×50%/回 | | |
| | 長時間訪問看護加算 | 90分を超える訪問 | 300単位/回 | 321円 | 642円 | 963円 |
| | 初回加算 | 新規に訪問看護を開始された方 | (I)350単位/月 | 375円 | 749円 | 1,124円 |
| | | | (II)300単位/月 | 321円 | 642円 | 963円 |
| | 退院時共同指導加算 | 退院又は退所後に初回の訪問看護を実施した場合 | 600単位/回 | 642円 | 1,284円 | 1,926円 |
| | 複数名訪問看護加算 I | 2人以上の看護師等が訪問した場合 | 30分未満 254単位/回 30分以上 402単位/回 | 272円 431円 | 544円 861円 | 816円 1,291円 |
| | 複数名訪問看護加算 II | 看護師等と看護補助者(訪問看護料金表(詳細) 注3)が訪問した場合 | 30分未満 201単位/回 30分以上 317単位/回 | 215円 340円 | 430円 679円 | 645円 1,018円 |
| | ターミナルケア加算 | 在宅でのターミナルケアを実施した場合 | 2500単位/月 | 2,675円 | 5,350円 | 8,025円 |

| | | | | | | |
|-----------------------|------------------|---------------------------------------|--|--------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 保 険 適 用 内 | 看護介護職員 連携強化加算 | 訪問介護事業所と 連携を実施した場合 | 250単位/月 | 267円 | 535円 | 803円 |
| | | 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所との 連携に対する加算 | 2945単位/月 800単位/月 50単位/月 △97単位/日 | 3,152円 856円 54円 △103円 | 6,303円 1,712円 107円 △207円 | 9,454円 2,568円 161円 △311円 |

| | | | | |
|-----------------------|-------------------------------|---|--|--|
| 保 険 適 用 外 | 永眠時の処置 | 死後の処置を 実施した場合 | 20,000円 | お看取りや死後の処置を行った場合ご請求いたします ※介護予防訪問看護にはありません |
| | 交通費 (実施地域 を越えた 片道距離) | 4Km未満 一律 4Km～8Km未満 8Km～10Km未満 10Km以上 10Km以上1Km毎 | 250円／回 400円／回 500円／回 1,000円／回 100円加算 | 小田原市、南足柄市、松田町、開成町、大井町、 山北町、真鶴町、湯河原町、熱海市の一部(伊豆山・泉) 以外の地域に訪問した場合にご請求致します |
| | キャンセル料 | | 2,000円 | 前営業日の17:30を過ぎてのキャンセルは、キャンセル料をいただきます。 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

- ※ 理学療法士等が提供する訪問看護・介護予防訪問看護の利用が看護師の訪問回数を超える場合は、訪問看護・介護予防訪問看護費から8単位減算となります。
- ※ 理学療法士等が提供する介護予防訪問看護の利用が12月を超える場合は、介護予防訪問看護費から15単位減算となります。
- ※ 緊急時訪問看護の契約を頂いていない方は、原則としてケアプランで定められた訪問以外の急変時の対応や時間外の電話相談はお受けできません。

利用者負担額の算出方法

| | | |
|------|---------------------|-----------------------------|
| 1割負担 | 地域単価(10.7円)×単位数=○○円 | ○○円-{○○円×0.9(1円未満切り捨て)}=△△円 |
| 2割負担 | | ○○円-{○○円×0.8(1円未満切り捨て)}=△△円 |
| 3割負担 | | ○○円-{○○円×0.7(1円未満切り捨て)}=△△円 |

あなたの自己負担金額は、毎月 約 _____ 円です。(月 _____ 回利用で算出)

上記料金表について説明を受け、了承致しました

令和 年 月 日

ご利用者氏名

代理人・代筆者氏名

訪問看護料金表(医療保険適用による訪問看護)

令和6年6月1日 改定

| 区分 | 項目 | 概要 | 金額 |
|-------------|-------------------------------------|--|---|
| 基本 | 訪問看護 基本療養費(Ⅰ) ご自宅でサービスを受けられる方 | (イ) 保健師・助産師・看護師による訪問の場合 (ロ) 准看護師による訪問の場合 (ハ) 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による訪問の場合 | (1) 週3日目まで 5,550円/日 (2) 週4日目以降 6,550円/日 (3) 週3日目まで 5,050円/日 (4) 週4日目以降 6,050円/日 1回/月に限り算定 12,850円/日 |
| | | (二) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問の場合 | 5,550円/日 |
| | | (イ) 保健師・助産師・看護師による訪問の場合 (ロ) 准看護師による訪問の場合 (ハ) 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による訪問の場合 | (1) 週3日目まで 5,550円/日 (2) 週4日目以降 6,550円/日 (3) 週3日目まで 5,050円/日 (4) 週4日目以降 6,050円/日 1回/月に限り算定 12,850円/日 |
| | | (二) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問の場合 | (1) 同一日に2人 5,550円/日 (2) 同一日に3人以上 2,780円/日 |
| | 訪問看護 基本療養費(Ⅲ) 入院中に一時外泊をされる方 | 退院後訪問看護を受けようとする方が在宅療養に備えて一時的に外泊をした際に看護師等が訪問看護を行った場合 | 入院中1回に限り ※厚生労働大臣が定める疾病の方は2回まで可 8,500円/日 |
| | 訪問看護 | 月の初日に訪問を実施した場合算定 | 月の初日 7,670円/日 |
| | 管理療養費1 | 月の2日目以降に訪問を実施した場合算定 R6.9.30まで | 月の2日目以降 3,000円/日 |
| | 管理療養費2 | 月の2日目以降に訪問を実施した場合算定 R6.10.1から | 月の2日目以降 2,500円/日 |
| | 24時間対応 体制加算(ロ) | 24時間電話相談や病状の急変時に連絡が取れ必要に応じ緊急訪問対応を行う体制の利用の場合に算定 | ご利用者の希望により 契約された場合 6,520円/月 |
| | 特別管理加算 (高重症度) | 在宅悪性腫瘍患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理等を受けている状態や気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態にある方に加算 | 5,000円/月 |
| 保険適用内 加算 | 特別管理加算 | 特別管理加算(高重症度)以外の厚生労働大臣の定める状態の方に加算、例えば在宅酸素療法や真皮を超える褥瘡の状態等である場合、又は人工肛門や人工膀胱を設置している状態などの方に加算 | 2,500円/月 |
| | 緊急訪問看護加算 | 在宅療養支援病院を主治医とする方に対し看護師等が緊急に訪問看護を実施した場合に加算 | 月14日まで 2,650円/日 |
| | | | 月15日目以降 2,000円/日 |
| | 夜間・早朝 訪問看護加算 | 右記の時間帯に訪問を実施した場合に加算 | 18:00～21:59 06:00～07:59 2,100円 |
| | | | 22:00～05:59 4,200円 |
| | | | |
| | 乳幼児加算 | 6歳未満の乳幼児への訪問を実施した場合に加算 | 特別管理加算対象者 1,800円/日 |
| | | | 上記以外 1,300円/日 |
| | 難病等複数回 訪問看護加算 | 厚生労働大臣が定める疾病等の方、又は特別訪問看護指示書の交付を受けた方へ訪問を実施した場合に加算 | |
| | | (イ) 1日に2回の場合 | (1) 同一建物内1人 4,500円 |
| | | | (2) 同一建物内2人 4,500円 |
| | | | (3) 同一建物内3人以上 4,000円 |
| | | (二) 1日に3回以上の場合 | (1) 同一建物内1人 8,000円 |
| | | | (2) 同一建物内2人 8,000円 |
| | | | (3) 同一建物内3人以上 7,200円 |

| | | | | |
|---------------------------------|-------------------|--|-------------------------|-------------------|
| 保 険 適 用 内 加 算 | 長時間訪問看護加算 | 厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、1回の訪問が1時間30分を超える訪問看護を実施した場合 | 長時間の訪問を要する場合 | 5,200円/回 週1回まで |
| | | | 15歳未満の超重症児または準超重症児の場合 | 5,200円/回 週3回まで |
| | 訪問看護ターミナルケア療養費 | 在宅で死亡した方に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合に算定 | | 25,000円 |
| | 在宅患者連携指導加算 | 訪問診療を実施している医療機関又は薬局と共有された情報を基に療養上必要な指導を実施した場合に加算 | | 3,000円/回 |
| | 在宅患者緊急時等カンファレンス加算 | 在宅療養されている方が状態の急変等に伴い医師や薬剤師、ケアマネージャー等がカンファレンスを実施し共同で療養上必要な指導を実施した場合 | | 2,000円/回 |
| | 退院時共同指導加算 | 入院中または、入所中の方に対し主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行った場合に加算。通常1回に限り算定(※特別な管理を要する方は2回まで可) | 退院または退所後に初回の訪問看護を実施した場合 | 8,000円 |
| | 特別管理指導加算 | 退院時共同指導加算対象の方で特別管理加算の対象の方 | | 2,000円 |
| | 退院支援指導加算 | 退院日に療養上必要な指導を実施した場合に加算 | | 6,000円/回 |
| | 訪問看護情報提供療養費 | 利用者様の同意の下、市町村などに対し訪問看護の状況を示す文書を添えて保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に算定 | | 1,500円/月 |
| | 複数名訪問看護加算 | 同時に複数名の看護師等による訪問看護が必要な方に対し下記の同伴者により所定額を週1回又は週3回を限度として加算 | | |
| | | 保健師・助産師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の場合 | (1)同一建物内1人 | 4,500円 |
| | | | (2)同一建物内2人 | 4,500円 |
| | | | (3)同一建物内3人以上 | 4,000円 |
| | | 准看護師の場合 | (1)同一建物内1人 | 3,800円 |
| | | | (2)同一建物内2人 | 3,800円 |
| | | | (3)同一建物内3人以上 | 3,400円 |
| | | 看護補助者の場合 (別に厚生労働大臣が定める場合を除く) | (1)同一建物内1人 | 3,000円 |
| | | | (2)同一建物内2人 | 3,000円 |
| | | | (3)同一建物内3人以上 | 2,700円 |
| | | 1日1回の場合 | | |
| | | (1)同一建物内1人 | 3,000円 | |
| | | (2)同一建物内2人 | 3,000円 | |
| | | (3)同一建物内3人以上 | 2,700円 | |
| | | 1日2回の場合 | | |
| | | (1)同一建物内1人 | 6,000円 | |
| | | (2)同一建物内2人 | 6,000円 | |
| | | (3)同一建物内3人以上 | 5,400円 | |
| | | 1日3回の場合 | | |
| | | (1)同一建物内1人 | 10,000円 | |
| | | (2)同一建物内2人 | 10,000円 | |
| | | (3)同一建物内3人以上 | 9,000円 | |
| | ベースアップ評価料(Ⅰ) | 訪問看護職員処遇改善対策加算 | 1回/月に限り算定 | 780円/月 |
| | 訪問看護医療DX情報活用加算 | 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通して利用者の診療情報を取得し、訪問看護に活用する事によって質の高い訪問看護を提供した場合 | | 50円/月 |

| | | | |
|-----------------------|---------------------------|---|--|
| 保 險 適 用 外 | 休日料金 | 営業日以外に訪問看護を実施した場合に加算 | 3,000円/日 |
| | 時間延長 | 保険適用範囲外で訪問時間が2時間を超えた場合、30分ごとに加算 | 2,000円 |
| | 永眠時の処置 | お看取りや死後の処置を行った場合ご請求致します | 20,000円 |
| | その他 | オムツやケアに必要な物品など | 実費 |
| | 交通費 (実施地域を越えた片道距離に応じて) | 小田原市、南足柄市、松田町、開成町、大井町、山北町、真鶴町、湯河原町、熱海市の一部(伊豆山・泉)以外の地域に訪問した場合にご請求致します。 | 4Km未満 一律 250円/回 4Km～8Km未満 400円/回 8Km～10Km未満 500円/回 10Km以上 1,000円/回 10Km以上1Km毎 100円加算 |
| | キャンセル料 | 前営業日の17:30を過ぎてのキャンセルは、キャンセル料をいただきます。 | 2,000円 |

- ※ 2024年(令和6年)3月31日の時点で指定訪問看護事業を行なう事業所については、同年9月30日までは訪問看護管理療養費1の基準に該当するものとみなされるため、月の2日目以降の訪問看護管理療養費は1の3000円を算定いたします。
- ※ 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問させるという位置づけになっております。
- ※ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問が必要となります。また、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、看護職員と理学療法士等が連携し作成いたします。
- ※ 厚生労働大臣が定める状態とは、悪性腫瘍、気管切開、気管カニューレ、留置カテーテル、在宅酸素、経管栄養、自己導尿、中心静脈栄養、人工呼吸、透析、陽圧換気、疼痛管理、肺高血圧、人工肛門、人工膀胱、真皮を超える褥瘡、点滴注射などをいいます。
- ※ 保険適用分につきましては、ご利用者様の負担割合に沿って算定いたします。
- ※ 保険適用外のサービスにつきましては全額自己負担となり、別途消費税がかかります。(キャンセル料は非課税)
- ※ 24時間対応体制加算の契約を頂いていない方は、急変時の対応や時間外の電話相談はお受けできません。
- ※ 費用は、一ヶ月分を月末に精算し、翌月のご請求となります

上記料金表について説明を受け、了承致しました

令和 年 月 日

ご利用者氏名 _____

代理人・代筆者氏名 _____

精神科訪問看護料金表(医療保険適用による訪問看護)

令和6年6月1日 改定

| 区分 | 項目 | 概要 | 金額 |
|-----------------------------|---|--|--|
| 基本 保 険 適 用 内 | 精神科訪問看護 基本療養費(Ⅰ) ご自宅でサービスを 受けられる方 | (イ) 保健師、看護師又は作業療法士による訪問の場合 (ロ) 准看護師による訪問の場合 | (1) 週3日目まで30分以上 5,550円/日 (2) 週3日目まで30分未満 4,250円/日 (3) 週4日目以降30分以上 6,550円/日 (4) 週4日目以降30分未満 5,100円/日 |
| | | | (1) 週3日目まで30分以上 5,050円/日 (2) 週3日目まで30分未満 3,870円/日 (3) 週4日目以降30分以上 6,050円/日 (4) 週4日目以降30分未満 4,720円/日 |
| | | | (1) 週3日目まで30分以上 5,550円/日 (2) 週3日目まで30分未満 4,250円/日 (3) 週4日目以降30分以上 6,550円/日 (4) 週4日目以降30分未満 5,100円/日 |
| | | | (1) 週3日目まで30分以上 5,050円/日 (2) 週3日目まで30分未満 3,870円/日 (3) 週4日目以降30分以上 6,050円/日 (4) 週4日目以降30分未満 4,720円/日 |
| | 精神科訪問看護 基本療養費(Ⅲ) 同一建物居住者へ の同一日の複数名 の方 (同日に2人まで) | (イ) 保健師、看護師又は作業療法士による訪問の場合 (ロ) 准看護師による訪問の場合 | (1) 週3日目まで30分以上 5,550円/日 (2) 週3日目まで30分未満 4,250円/日 (3) 週4日目以降30分以上 6,550円/日 (4) 週4日目以降30分未満 5,100円/日 |
| | | | (1) 週3日目まで30分以上 5,050円/日 (2) 週3日目まで30分未満 3,870円/日 (3) 週4日目以降30分以上 6,050円/日 (4) 週4日目以降30分未満 4,720円/日 |
| | 精神科訪問看護 基本療養費(Ⅳ) 入院中に一時 外泊をされる方 | 退院後訪問看護を受けようとする方が在宅療養に備えて 一時的に外泊をした際に看護師等が訪問看護を行った場合 | 入院中1回に限り ※厚生労働大臣が定める 疾病の方は2回まで可 8,500円/日 |
| | 訪問看護 管理療養費1 管理療養費2 24時間対応 体制加算(ロ) 特別管理加算 (高重症度) | 同月中の初日に訪問を実施した場合算定 | 月の初日 7,670円/日 |
| | | 月の2日目以降に訪問を実施した場合算定 R6.9.30まで | 月の2日目以降 3,000円/日 |
| | | 月の2日目以降に訪問を実施した場合算定 R6.10.1から | 月の2日目以降 2,500円/日 |
| | | 24時間電話相談や病状の急変時に連絡が取れ必要に応じ 緊急訪問対応を行う体制の利用の場合に算定 | ご利用者の希望により 契約された場合 6,520円/月 |
| | | 在宅悪性腫瘍患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理等を受けている状態や 気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態にある方に加算 | 5,000円/月 |
| | 特別管理加算 精神科緊急 訪問看護加算 | 特別管理加算(高重症度)以外の厚生労働大臣の定める状態の方に加算、例えば在 宅酸素療法や真皮を超える褥瘡の状態等である場合、又は人工肛門や人工膀胱を設 置している状態などの方に加算 | 2,500円/月 |
| | | 在宅療養支援病院を主治医とする方に対し看護師等が緊 急に訪問看護を実施した場合に加算 | 月14日まで 2,650円/日 |
| | | | 月15日目以降 2,000円/日 |
| 加 算 | 夜間・早朝 訪問看護加算 深夜 訪問看護加算 | 右記の時間帯に訪問を実施した場合に加算 | 18:00～21:59 2,100円 |
| | | | 06:00～07:59 |
| | | | 22:00～05:59 4,200円 |
| | 長時間精神科 訪問看護加算 | 厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、 1回の訪問が1時間30分を超える訪問看護を実施した場合 | 長時間の訪問を 要する場合 週1回まで 5,200円/回 |
| | | | 15歳未満の超重症児 または 準超重症児の場合 週3回まで 5,200円/回 |

| | | | |
|--|---|--|-----------------------------------|
| 保 険 適 用 内 加 算 | 訪問看護ターミナル ケア療養費 | 在宅で死亡した方に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合に算定 | 25,000円 |
| | 在宅患者連携指導 加算 | 訪問診療を実施している医療機関又は薬局と共有された情報を基に療養上必要な指導を実施した場合に加算 | 3,000円/回 |
| | 在宅患者緊急時等 カンファレンス加算 | 在宅療養されている方が状態の急変等に伴い医師や薬剤師、ケアマネージャー等がカンファレンスを実施し共同で療養上必要な指導を実施した場合 | 2,000円/回 |
| | 退院時共同指導加算 | 入院中または、入所中の方に対し主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行った場合に加算。通常1回に限り算定(※特別な管理を要する方は2回まで可) | 8,000円 退院または退所後に初回の訪問看護を実施した場合 |
| | 特別管理指導加算 | 退院時共同指導加算対象の方で特別管理加算の対象の方 | 2,000円 |
| | 退院支援指導加算 | 退院日に療養上必要な指導を実施した場合に加算 | 6,000円/回 |
| | 訪問看護情報 提供療養費 | 利用者様の同意の下、市町村などに対し訪問看護の状況を示す文書を添えて保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に算定 | 1,500円/月 |
| | 同時に複数名の看護師等による訪問看護が必要な方に対し下記の同伴者により所定額を加算 | | |
| | 保健師・看護師・作業療法士の場合 | | |
| | 1日に1回の場合 | | |
| | (1) 同一建物内1人 | | 4,500円 |
| | (2) 同一建物内2人 | | 4,500円 |
| | (3) 同一建物内3人以上 | | 4,000円 |
| | 1日に2回の場合 | | |
| | (1) 同一建物内1人 | | 9,000円 |
| | (2) 同一建物内2人 | | 9,000円 |
| | (3) 同一建物内3人以上 | | 8,100円 |
| | 1日に3回の場合 | | |
| | (1) 同一建物内1人 | | 14,500円 |
| | (2) 同一建物内2人 | | 14,500円 |
| | (3) 同一建物内3人以上 | | 13,000円 |
| | 複数名精神科 訪問看護加算 (30分未満の場合を除く) | | |
| | 准看護師の場合 | | |
| | 1日に1回の場合 | | |
| | (1) 同一建物内1人 | | 3,800円 |
| | (2) 同一建物内2人 | | 3,800円 |
| | (3) 同一建物内3人以上 | | 3,400円 |
| | 1日に2回の場合 | | |
| | (1) 同一建物内1人 | | 7,600円 |
| | (2) 同一建物内2人 | | 7,600円 |
| | (3) 同一建物内3人以上 | | 6,800円 |
| | 1日に3回の場合 | | |
| | (1) 同一建物内1人 | | 12,400円 |
| | (2) 同一建物内2人 | | 12,400円 |
| | (3) 同一建物内3人以上 | | 11,200円 |
| | 看護補助者・精神保健福祉士の場合 | | |
| | ベースアップ評価料(I) | | |
| | 訪問看護職員待遇改善対策加算 | | |
| | 訪問看護医療DX 情報活用加算 | 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通して利用者の診療情報を取得し、訪問看護に活用する事によって質の高い訪問看護を提供した場合 | 50円/月 |

| | | | |
|-------------------|-------------------------------|---|---|
| 保 險 適用 外 | 休日料金 | 営業日以外に訪問看護を実施した場合に加算 | 3,000円/日 |
| | 時間延長 | 保険適用範囲外で訪問時間が2時間を超えた場合、30分ごとに加算 | 2,000円 |
| | 永眠時の処置 | お看取りや死後の処置を行った場合ご請求致します | 20,000円 |
| | その他 | オムツやケアに必要な物品など | 実費 |
| | 交通費 (実施地域を越えた 片道距離に応じて) | 小田原市、南足柄市、松田町、開成町、大井町、山北町、 真鶴町、湯河原町、熱海市の一帯(伊豆山・泉)以外の 地域に訪問した場合にご請求致します。 | 4Km未満 一律 400円／回 4Km～8Km未満 8Km～10Km未満 10Km以上 10Km以上1Km毎 |
| | キャンセル料 | 訪問前営業日の17:30を過ぎてのキャンセルは、キャンセル料をいただきます。 | 2,000円 |

※ 2024年(令和6年)3月31日の時点で指定訪問看護事業を行う事業所については、同年9月30日までは訪問看護管理療養費1の基準に該当するものとみなされるため、月の2日目以降の訪問看護管理療養費は1の3000円を算定いたします。

※ 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問させるという位置づけになっております。

※ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問が必要となります。また、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、看護職員と理学療法士等が連携し作成いたします。

※ 厚生労働大臣が定める状態とは、
悪性腫瘍、気管切開、気管カニューレ、留置カテーテル、在宅酸素、経管栄養、自己導尿、中心静脈栄養、人工呼吸、透析、陽圧換気、疼痛管理、肺高血圧、人工肛門、人工膀胱、真皮を超える褥瘡、点滴注射などをいいます。

※ 保険適用分につきましては、ご利用者様の負担割合に沿って算定いたします。

※ 保険適用外のサービスにつきましては全額自己負担となり、別途消費税がかかります。(キャンセル料は非課税)

※ 24時間対応体制加算の契約を頂いていない方は、急変時の対応や時間外の電話相談はお受けできません。

※ 費用は、一ヶ月分を月末に精算し、翌月のご請求となります

上記料金表について説明を受け、了承致しました。

令和 年 月 日

ご利用者氏名

代理人・代筆者氏名

ARS訪問看護リハビリステーション

0465-39-3700